

電気供給約款

北海道電力エリア【高圧】

令和5年4月1日実施

株式会社エネワンでんき

目次

I	総則.....	1
第1条	適用.....	1
第2条	本約款の変更.....	1
第3条	定義.....	2
第4条	単位および端数処理.....	5
第5条	実施細目等.....	5
II	契約の締結.....	6
第6条	電力供給契約締結前の確認事項.....	6
第7条	契約の要件.....	6
第8条	電力供給契約の成立.....	6
第9条	契約期間.....	7
第10条	需要場所.....	7
第11条	電力供給契約の単位.....	7
第12条	供給の開始.....	7
第13条	供給の単位.....	7
III	常時供給電力.....	8
第14条	契約電力および周波数.....	8
第15条	料金.....	9
IV	自家発補給電力および予備電力.....	12
第16条	自家発補給電力.....	12
第17条	予備電力.....	12
V	料金の算定および支払い.....	13
第18条	料金の適用開始の時期.....	13
第19条	検針日.....	13
第20条	料金の算定期間.....	13
第21条	使用電力量等の計量および算定.....	14
第22条	料金の算定.....	14
第23条	債権譲渡に関する特則.....	15
第24条	料金その他の支払義務, 支払方法および支払期日.....	15
第25条	延滞利息.....	17
VI	使用および供給.....	18
第26条	適正契約の保持.....	18
第27条	契約超過金.....	18
第28条	力率の保持.....	18
第29条	需要場所への立入りによる業務の実施.....	18

第30条	電気の使用等にともなうお客さまの協力.....	19
第31条	供給の停止.....	19
第32条	供給停止の解除.....	20
第33条	供給停止期間中の料金	20
第35条	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	20
第36条	制限または中止の料金割引.....	20
第37条	損害賠償の免責.....	21
第38条	設備の賠償.....	21
VII	契約の変更および終了	22
第39条	電力供給契約の変更	22
第40条	契約名義の変更.....	22
第41条	電力供給契約の解約にともなう解約金.....	22
第42条	供給開始後の電力供給契約の変更または終了にともなう料金および工事費等の精算.....	23
第43条	当社による解除.....	23
第44条	お客さまによる解除	24
第45条	電力供給契約終了後の債権債務関係	24
VIII	供給方法, 工事および工事費等の負担	25
第46条	供給方法および施設	25
第47条	工事費等の負担.....	25
IX	保安.....	26
第48条	保安の責任.....	26
第49条	保安等に対するお客さまの協力	26
第50条	調査.....	26
第51条	自家用電気工作物	27
X	その他.....	28
第52条	連絡体制	28
第53条	守秘義務	28
第54条	暴力団排除に関する条項.....	28
第55条	管轄裁判所.....	29
第56条	協議.....	29
附則		30

I 総則

第1条 適用

- (1) この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）との電力供給契約にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本約款は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道

第2条 本約款の変更

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本約款を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- イ 一般送配電事業者が定める託送約款等およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更により本約款の変更が必要な場合
 - ロ 法令の制定もしくは改廃により、本約款の変更が必要な場合
 - ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - ニ その他当社が必要と判断した場合
- (2) 本約款の変更または契約の変更にもなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、書面の交付または電磁的方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- (3) (2)にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電力供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) 電力供給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該電力供給契約の更新後の期間に関する事項、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は簡易的に行うものとし、あらかじめ承諾をえたお客さまに対しては、(3)に準じた方法で行うことがあります。
- (5) 本約款は、消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。）の改定があった場合、改定後の税率が適用された内容に自動的に変更されるものとします。

第3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- (3) 契約電力
契約上使用できる最大電力をいいます。
- (4) 契約期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (5) 最大需要電力
30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。
- (6) 常時供給電力
お客さまに常時供給する電力をいいます。
- (7) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (8) 給電指令
お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて運用に関する指示をいいます。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、附則2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。

(10) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(11) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、一般送配電事業者が決定した値といたします。

(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(13) 加重平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき加重平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(14) 平均市場価格算定期間

卸電力取引所が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

(15) 供給地点

一般送配電事業者が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。

(16) 需要場所

お客さまが、当社から供給された電気を使用する場所をいいます。

(17) 一般送配電事業者

北海道電力ネットワーク株式会社（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限り。）によって一般送配電事業を承継することについて電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。

(18) 供給地点特定番号

対象供給地点を一意に特定するための識別番号をいいます。

(19) 接続供給

当社がお客さまに対して電気を供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(20) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要な、当社と一般送配電事業者との接続供給契約をいいます。

(21) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(22) 電気最終保障供給約款

電気最終保障供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第 20 条第 1 項にもとづき、一般送配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいいます。

(23) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(24) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(25) ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、附則 3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(26) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および附則 3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(27) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(28) 休日

土曜日および附則 3（休日等）に定める日をいいます。

(29) 平日

(24)以外の日をいいます。

(30) いちたかガスワン

当社グループ会社である，株式会社いちたかガスワン（北海道札幌市中央区南8条西6丁目1036番地所在，代表取締役社長佐藤勝治）をいいます。

(31) 債権譲受人

当社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する，いちたかガスワンまたは当社が定める第三者をいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は，1キロワット(kW)とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，契約電力が500キロワット未満のときで，算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を1キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は，1キロワット時(kWh)とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は1パーセント(%)とし，その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。ただし，消費税当相当額を加算して申し受ける場合には，消費税等が課される金額および消費税等相当額の単位は，それぞれ1円とし，その端数は，それぞれ切り捨てます。

第5条 実施細目等

- (1) 本約款の実施上必要な細目事項は，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本約款に定めのない特別な事項は，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 一般送配電事業者が，お客さまとの協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合，お客さまは，一般送配電事業者と協議をしていただきます。

Ⅱ 契約の締結

第6条 電力供給契約締結前の確認事項

- (1) お客様が新たに電気の供給契約を希望される場合、お客様はあらかじめ附則4（契約に関する注意事項）および附則5（お問い合わせ窓口その他当社に関する情報）に記載の事項を十分理解していただき、本約款を承認のうえ、次の事項をあらかじめ協議させていただいたうえで、電力供給契約を締結させていただきます。

需要場所、契約種別、供給電気方式、負荷設備、受電設備、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、および使用期間

なお、契約種別は、常時供給電力、自家発補給電力、予備電力とし、電力供給契約の特約事項に自家発補給電力または予備電力を供給する旨の記載がない限り、常時供給電力のみを供給するものとします。

- (2) お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によってお客様が損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (3) 一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合等は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、お客様の供給開始希望日に応じられないことがあります。

第7条 契約の要件

当社は、一般送配電事業者の託送約款等により、一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、一般送配電事業者の供給設備を使用して電気を供給いたします。また、お客様に当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それにともない、お客様には、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ託送約款等における需要者にかかわる事項および託送約款等で定める技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

第8条 電力供給契約の成立

- (1) 電力供給契約は、お客様との間で電気供給に関する諸条件を確認させていただいたうえ、契約条件について当社と合意に達し、お客様と当社で電力供給契約書を締結したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客様および当社との間の電力供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客様との間に成立いたします。

- (2) 当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまが本約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送約款等に定める事項にご協力いただけない場合、供給契約の申込みがお客さま本人の意思に基づくものと確認できない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。

第9条 契約期間

- (1) 契約期間は、電力供給契約書に記載される期間とし、契約期間内は原則として契約を解約できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。
- (2) (1)にかかわらず、お客さままたは当社は、3ヶ月前までに相手方にその旨を書面にて通知することで、申し出た月の3ヶ月後の月の末日を解約日として電力供給契約を解約できます。ただし、お客さまと当社が合意した場合には、当該申出から3ヶ月後の月の末日以外の適当な日を解約日とすることができます。
- (3) 契約期間満了日の3ヶ月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電力供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (4) 契約期間満了日の3ヶ月前までにお客さままたは当社から電力供給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電力供給契約は、期間満了により終了いたします。

第10条 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

第11条 電力供給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1法人または1供給地点特定番号について、1電力供給契約を結びます。

第12条 供給の開始

- (1) 当社は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電力供給契約書に記載された供給開始日より、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社が供給力を十分に確保できない場合または一般送配電事業者が天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

第13条 供給の単位

当社は特別の事情がない限り、1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

III 常時供給電力

第14条 契約電力および周波数

(1) 常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

- イ 契約電力が500キロワット以上の場合、契約電力は協議制によるものとし、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準としてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。電力供給契約書に定められている契約電力は、電力供給契約締結時点でお客さまと当社が協議によって定めた契約電力といたします。
- ロ 契約電力が500キロワット未満の場合、契約電力は実量制によるものとし、各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。電力供給契約書に電気供給約款第14条第1項ロにより契約電力を定める旨が定められている場合、電力供給契約締結時点では契約電力が500キロワット未満であることを示します。
 - (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
 - (ロ) お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、お客さまの需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議により定めた値といたします。ただし、契約電力を減少した日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
 - (ハ) お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(2) 周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

第15条 料金

- (1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電気供給をするうえで必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。なお、あらかじめ提出された情報と電気の使用状態が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。
- (2) 料金は、基本料金、従量料金（附則 1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を含みます。）および附則 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- (3) 基本料金および従量料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。

イ 業務用高压電力 A

(イ) 対象となるお客さま

高压で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、1 月につき契約電力 1 キロワットに対して次のとおりといたします。

一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ハ) 従量料金

従量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時に対して次のとおりといたします。

一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ニ) 電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置

一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料金率が変わる場合、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給約款の実施日より前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)および(ハ)を適用いたします。

ロ 産業用高压電力 B

(イ) 対象となるお客さま

高压で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して次のとおりといたします。

一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 B の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ハ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して次のとおりといたします。

一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 B の電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ニ) 電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置

一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料金率に変更となる場合で、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給約款の実施日よりも前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)および(ハ)を適用いたします。

- (4) 料金は、支払期日までにお支払いいただきます。
- (5) 需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増いたします。なお、お客さまがまったく電気の供給を受けないその1月の力率は、85 パーセントとみなします。
- (6) 当該月にまったく電気を使用されない場合は、基本料金を半額といたします。
- (7) 当社は、一般送配電事業者が託送約款等に定める接続送電サービス料金等や電気最終保障供給約款に定める最終保障電力の料金等が改定された場合、または消費税、石油石炭税等が改定された場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。

イ 契約種別が(3)イまたは(3)ロの場合

第2条に定める方法によります。

ロ イ以外の場合

- (イ) 当社は、事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面でお客さまに通知いたします。
- (ロ) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の 15 日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで電力供給契約を解約することができます。この場合には、電力供給契約は本約款の規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
- (ハ) 上記の(ロ)に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは、新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

- (8) 当社は、社会的・経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。

イ 契約種別が(3)イまたは(3)ロの場合

第2条に定める方法によります。

ロ イ以外の場合

- (イ) 当社は、新たな料金単価、および新料金単価適用開始日を、新料金単価適用開始日の3ヶ月前までに、書面でお客さまに通知いたします。
- (ロ) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで電力供給契約を解約することができます。この場合には、電力供給契約は本約款の規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとし、当社は、第41条に定める解約金を申し受けません。
- (ハ) 上記の(ロ)に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは、新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

IV 自家発補給電力および予備電力

第16条 自家発補給電力

(1) 適用範囲

当社から電力の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議により定めます。電力供給契約書に契約電力が具体的に定められている場合、かかる記載は、電力供給契約締結時点でお客さまと当社が協議によって定めた契約電力といたします。

(3) その他

- イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修にともなう電気の供給については、その時期はお客さまと当社との協議によってあらかじめ定めるものといたします。
- ロ その他の事項については特に定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

第17条 予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とします。お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが特に希望される場合は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議により定めます。この場合の予備電力に係る契約電力は、原則として 50 キロワットを下回らないものとします。なお、電力供給契約書に契約電力が具体的に定められている場合、かかる記載を予備電力に係る契約電力といたします。

(3) その他

- イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- ロ その他の事項については特に定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

V 料金の算定および支払い

第18条 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として電力供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

第19条 検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針日は、お客さまの供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため、一般送配電事業者があらかじめお知らせした日に検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に、一般送配電事業者により検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者の託送約款等に定めのある以下の事情により、(1)にかかわらず、各月ごとに検針が行なわれないことがあります。なお、ロの場合、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 供給開始の日からその直後のお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

第20条 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電力供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日といたします。

第21条 使用電力量等の計量および算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量とし、料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、電力供給契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 計量器の取り替えがなされた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (3) 最大需要電力の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により行うものといたします。
- (4) 力率の算定は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により行うものといたします。
- (5) 当社は、一般送配電事業者から受領する計量の結果について、お客さまにお知らせいたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合および第 19 条(2)または(4)の場合で検針を行なわなかった場合には、使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量および最大需要電力について、お客さまにお知らせいたします。
- (7) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で一般送配電事業者が計量器を取り付けないときの使用電力量および最大需要電力は、あらかじめ一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量および最大需要電力について、お客さまにお知らせいたします。

第22条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または電力供給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
 - ロ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、電力供給契約ごとに第 15 条(3)に定める料金単価を適用して算定いたします。ただし、料金単価を別に定める場合には、電力供給契約書の定めた料金単価を適用して算定いたします。また、算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イまたはロの場合、基本料金に関しては、次のとおり日割計算とします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

上記の計算上、(1)イの場合において基本料金の日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給の開始日を含み、終了日を除きます。

- (4) (1)イの場合、従量料金に関しては、次のとおり計算します。

電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定します。

第23条 債権譲渡に関する特則

- (1) お客さまは、当社が料金その他の債務に係る債権（第25条、第27条、第34条および第41条を含み、第38条、第42条、第46条および第47条を除きます。）を、当社が指定する債権譲受人（以下「当該債権譲受人」といいます。）へ譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社および当該債権譲受人は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (2) お客さまは、当社が(1)の規定により当該債権譲受人へ債権を譲渡する場合において、お客さまに係る氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号および請求書の送付先ならびにその他債権の請求および回収を行うために必要な情報を当社が当該債権譲受人へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (3) 当社が(1)の規定により当該債権譲受人へ譲渡する債権に関するその他の取り扱いについては、本約款に定めがない場合は、当該債権譲受人の契約約款等に定めるところによります。

第24条 料金その他の支払義務、支払方法および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。
- イ 計量期間等の終期といたします。ただし、第19条(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、また、計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合は、使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、第21条(7)の場合は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の計量期間等の終期といたします。
- ロ 電力供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて供給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) 料金については、当社が個別に指定する供給契約を除き、第23条に基づき、当該債権譲受人へ支払期日までに支払っていただきます。ただし、一般送配電事業者の託送約款等に基づいて発生し、当社がお客さまに請求する工事負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で、当社が指定する日までに支払っていただきます。
- (3) 当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金その他の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。ただし、当該債権譲受人がいちたかガスワンである場合の料金その他の支払方法および支払期日は次の各号の通りといたします。
- イ 料金の支払期日は、次の(イ)から(ニ)の場合を除き、ハの定めによります。なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。
- (イ) お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合

- (ロ) お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
- (ハ) お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
- (ニ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ロ イ(イ)から(ニ)までに該当する場合、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。
 - (イ) イ(イ)から(ニ)までに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期日を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日といたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から2営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して2営業日後といたします。
 - (ロ) イ(イ)から(ニ)までに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日後といたします。
- ハ お客さまが、イ(イ)から(ニ)までに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。
- ニ 料金その他の支払方法は次のいずれかの方法といたします。
 - (イ) 振込

支払義務発生日の翌月末日を支払期日とし、支払期日までにいちたかガスワンが指定する金融機関へお振り込みいただきます。この場合の振込手数料はお客さまのご負担となります。
 - (ロ) 口座引落し

支払義務発生日の翌々月における、あらかじめ定められた振替日を支払期日とし、お客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引落しさせていただきます。なお、振替手数料はいちたかガスワンが負担いたします。
- ホ ニ(ロ)の場合で、お客さまが指定する金融機関の該当口座より自動引落しがなされなかった場合には、いちたかガスワンがあらためて指定する金融機関を通じてお振込みいただきます。この時、振込手数料はお客さまのご負担となります。
- ヘ いちたかガスワンは、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまへお知らせし、お知らせした翌月の請求についてこれを清算させていただきます。
- ト いちたかガスワンは、いちたかガスワンが指定する会社を通じて、お客さまに対し、使用電力量の通知、振込先金融機関の指定、精算等の業務を行わせていただく場合があります。
- チ 第19条(6)の場合、供給開始日から開始日を含む計量期間等の終期までを算定期間とする料金は、翌月の計量期間等を算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- リ 料金については、いちたかガスワンは、いちたかガスワンに特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、ホにかかわらず、いちたかガスワンの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

ヌ 料金については、いちたかガスワンは、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、二にかかわらず、いちたかガスワンの指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不公正な手段によりいちたかガスワンに損害が発生するおそれがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。

- (4) 当社が個別に指定する、第 23 条によらない供給契約における支払方法および支払期日については、あらかじめお客さまの承諾をえて当社が個別に指定し、支払っていただきます。

第25条 延滞利息

- (1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。ただし、料金を第 24 条(3)ニ(ロ)により支払われる場合で当社またはいちたかガスワンの都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

VI 使用および供給

第26条 適正契約の保持

- (1) 当社は、お客さまとの電力供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに電力供給契約を適正なものに変更していただきます。

第27条 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、以下の算式により算定される金額を契約超過金として申し受けます。

$$\begin{aligned} \text{契約超過金} = & \left(\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力} \right) \times \text{基本料金単価} \\ & \times \left(1.85 - \frac{\text{力率}}{100} \right) \times 1.5 \end{aligned}$$

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過にともない、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

第28条 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

第29条 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ロ その他託送約款等によって、電力供給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

- (2) 一般送配電事業者は、第31条、第43条または第44条により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

第30条 電気の使用等にもなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さま（当社のお客さまに限られません。）の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備等を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。なお、この場合の料金その他の連系条件は、一般送配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。
- (3) お客さまは、託送約款等の定めるところにより、電気の供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

第31条 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者からその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電力を使用された場合

- ハ 第 29 条に反して、係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ニ 第 30 条によって必要となる措置を講じられない場合
- ホ 一般送配電事業者の託送約款等に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合

- (3) お客さまがその他本約款または法令等に反した場合には、一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、電気の供給を停止することがあります。
- (4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合は、一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、一般送配電事業者による、供給停止のための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、一般送配電事業者の求めに応じて、お客さまに必要な協力をしていただきます。

第32条 供給停止の解除

第 31 条によって一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開します。

第33条 供給停止期間中の料金

第 31 条によって一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合に、その停止期間中についても原則として、供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。ただし、非常変災等お客さまにまったく過失がない場合においては、この限りではなく、別途お客さまと協議の上、料金を決定するものといたします。

第34条 違約金

- (1) お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者が決定した期間といたします。

第35条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

第36条 制限または中止の料金割引

一般送配電事業者が、第 35 条によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合も、当社は、料金を割引いたしません。

第37条 損害賠償の免責

- (1) 第12条(1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に電気を供給できない場合にも、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) お客さまが第5条における協議に応じなかったことによってお客さまの受けた損害については、当社はその賠償の責めを負いません。
- (3) 期間満了によって電力供給契約が終了した場合、第9条(2)によって電力供給契約を解約した場合、第31条によって電気の供給を停止した場合、または第43条によって電力供給契約を解除した場合もしくは電力供給契約が終了した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (6) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第38条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VII 契約の変更および終了

第39条 電力供給契約の変更

- (1) 契約期間中は、原則として、電力供給契約の内容の変更には応じられません。やむをえずお客さまが電力供給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、変更にもなう負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。なお、契約は、原則としてお客さまの変更の申し出の申し出に基づく、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるものといたします。
- (2) (1)による供給契約の変更、または当社が必要と判断し行う供給契約の変更にもない、当社がお客さまに対し、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は、あらかじめ承諾をえたお客さまに対し、第2条(4)および(5)に準じた方法で行うことがあります。

第40条 契約名義の変更

新たなお客さまが、合併その他の原因によって、権利義務を包括承継し、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、当社との供給契約の継続を希望される場合は、契約名義の変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社へ書面により申し出ていただきます。

第41条 電力供給契約の解約にもなう解約金

- (1) お客さまが、供給開始から1年に満たないで電力供給契約を解約される場合には、当社は(2)に定める解約金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない事情があると当社が判断した場合は、この限りではありません。
- (2) 解約金は、第15条(3)に定める1キロワットあたりの基本料金を用いて、以下の通り計算いたします。ただし、基本料金を別に定める場合には、電力供給契約書の定める1キロワットあたりの基本料金を適用して算定いたします。

解約金 = 1 キロワットあたりの基本料金 × 0.5 × 終了日に適用されている契約電力 × 12

$$\times \frac{1}{365} \times \text{残存日数}$$

※ 残存日数とは契約終了日から、供給開始から1年目の日までの日数をいいます（契約終了日を含む）。

※ 閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。

第42条 供給開始後の電力供給契約の変更または終了にともなう料金および工事費等の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または電力供給契約が終了する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から料金および工事費等の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第43条 当社による解除

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電力供給契約を解除することがあります。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、電力供給契約の解除の15日前までに解除日を予告するとともに、お客さまに対して(i)解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および(ii)最終保障供給が義務付けられている一般送配電事業者に対し、最終保障供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。

- イ 第31条によって電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ロ お客さまが電気料金を、支払期日を経過してなお支払わない場合
- ハ お客さまが他の電力供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
- ニ お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、工事費等その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- ホ お客さまが仮差押、差押、破産、競売、会社更生、民事再生手続き等の申立を受け、または自らこれらの申立をした場合
- ヘ お客さまが振出しまたは引き受けた手形および小切手が不渡りとなった場合
- ト お客さまが本約款に反した場合
- チ その他、イからトに準ずると認められる場合

(2) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行なった日に電力供給契約は終了するものといたします。

- イ 第9条(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- ロ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為があった場合
- ハ 偽計もしくは威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を棄損する行為があった場合
- ニ その他電力供給契約の継続の意思がないことが明らかな場合

(3) 第40条の際に、当社は電力供給契約を解除する権利を有します。

第44条 お客さまによる解除

お客さまは、当社が次のいずれかに該当する場合には、電力供給契約の一部または全部を解除することができます。

- (1) 電力供給契約または本約款の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を求めた後もなお是正されなかった場合
- (2) 仮差押、差押、破産、競売、会社更生、民事再生手続き等の申立を受け、または自らこれらの申立をした場合
- (3) 振出しまたは引き受けた手形および小切手が不渡りとなった場合
- (4) その他、(1)から(3)に準ずると認められる場合

第45条 電力供給契約終了後の債権債務関係

電力供給契約に基づく料金の支払義務その他電力供給契約の終了前に発生した債権債務および第54条の規定の効力は、電力供給契約の終了後も存続するものとします。

VIII 供給方法、工事および工事費等の負担

第46条 供給方法および施設

- (1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送約款等にもとづき当社と一般送配電事業者との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および通信設備等の施設場所については、原則としてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。

第47条 工事費等の負担

- (1) 当社が、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、工事費等として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費等に係る工事負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費等をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費等としてお客さまから申し受けます。

IX 保安

第48条 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者は、供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有しない設備を除く。）および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

第49条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが計量器もしくは一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を直ちに一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。
- (4) 一般送配電事業者は、必要に応じて、当社との接続供給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。

第50条 調査

- (1) 一般送配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (3) 一般送配電事業者は、(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

第51条 自家用電気工作物

お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、本約款のうち第 49 条および第 50 条は、適用いたしません。

X その他

第52条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保する為に必要な連絡体制を確立し、維持するものといたします。

第53条 守秘義務

- (1) 電力供給契約および電力供給契約に付随して締結された附則または覚書の存在および内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を、電力供給契約の締結にかかわる相手方の事前承諾なしに当該債権譲受人を除く第三者に開示しないものとします。ただし、電力供給契約の履行に関連して一般送配電事業者の情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務規定から除外するものとします。
- (2) (1)にかかわらず、当社または当該債権譲受人は、お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社または当該債権譲受人の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ通知することがあります。

第54条 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、本件契約締結および将来にわたり、電力供給契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- (2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます。)および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - イ 暴力団員等が経営を支配または実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ハ 暴力団員等に対して資金等を提供または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ その他、上記に準ずる行為

- (4) お客さまおよび当社は、相手方が上記の (2) および (3) のいずれかに 1 つでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、第 43 条および第 44 条の定めに従い電力供給契約を解除することができるものとします。
- (5) お客さまおよび当社は、上記 (4) に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

第55条 管轄裁判所

お客さまとの電力供給契約に関する一切の紛争については札幌地方裁判所を第 1 審の専属合意管轄裁判所とします。

第56条 協議

電力供給契約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、当社とお客さまとの間で誠実に協議のうえ、解決するものとします。

本約款は 2023 年 4 月 1 日より実施いたします。

附則

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、(3)イ(ハ)の燃料価格調整単価、(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価、(5)イの市場価格調整単価および(6)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料価格調整項

イ 燃料価格調整単価の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。平均燃料価格 $=A \times \alpha + B \times \beta$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
北海道電力ネットワーク株式会社	0.1946	0.0827	1.0081

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
北海道電力ネットワーク株式会社	89,500円

(ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料価格調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(ニ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

供給区域	基準単価	
	特別高圧	高圧
北海道電力ネットワーク株式会社	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘

(4) 加重平均市場価格調整項

イ 加重平均市場価格調整単価の算定

(イ) 加重平均市場価格

1 キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、加重平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D=各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E=各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

δ 、 ε は、次のとおりといたします。

供給区域	δ	ε
北海道電力ネットワーク株式会社	0.6760	0.3240

なお、加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準市場価格

1 キロワット時当たりの基準市場価格は、次のとおりといたします。

供給区域	基準市場価格
北海道電力ネットワーク株式会社	23 円 94 銭

(ハ) 加重平均市場価格調整単価

加重平均市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、加重平均市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格調整単価} = (\text{加重平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{ロの調整係数}$$

(ニ) 加重平均市場価格調整単価の適用

各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は、その加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。

ロ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

供給区域	調整係数	
	特別高圧	高圧
北海道電力ネットワーク株式会社	0.223	0.229

(5) 市場価格調整項

市場価格調整単価の算定方法は、一般送配電事業者の電気最終保障供給約款における市場価格調整の定めに基づるものとし、次のとおりといたします。

イ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、一般送配電事業者が毎月公表する市場価格調整単価とし、次のとおりといたします。

- (イ) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要の場合は、一般送配電事業者の最終保障電力 A の該当する値とし、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要の場合は、一般送配電事業者の最終保障電力 B の該当する値といたします。
- (ロ) 一般送配電事業者が標準電圧および契約電力ごとに異なる値を公表する場合は、原則として、当社とお客さまの電力供給契約における標準電圧および契約電力にもとづき、該当する値といたします。

ロ 平均市場価格調整単価の適用

一般送配電事業者により各平均市場価格算定期間の平均市場価格にもとづき算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等

(6) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ は、次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
北海道電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
北海道電力ネットワーク株式会社	79,300円

(ハ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
北海道電力ネットワーク株式会社	119,000円

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格})$$

$$\times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= \left(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格} \right) \\ \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

- (ホ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。

- ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。

供給区域	離島基準単価
北海道電力ネットワーク株式会社	1 厘

- (7) 燃料費調整単価の揭示

当社は、(3)イ(i)によって算定された平均燃料価格、(3)イ(h)によって算定された燃料価格調整単価、(4)イ(i)によって算定された加重平均市場価格、(4)イ(h)によって算定された加重平均市場価格調整単価、(6)イによって算定された市場価格調整単価、(6)イ(i)によって算定された離島平均燃料価格、(6)イ(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価および(2)によって算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社ホームページに掲示いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社のホームページに掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

適用(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間において、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

3 休日等

本約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

4 契約に関わる注意事項

- (1) お客さまが当社との電力供給契約締結前に利用していた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）との契約内容に、違約金等の解約に関わる支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社との電力供給契約締結にともなう旧事業者との契約解除により、違約金等を請求される場合があります。
- (2) 以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等において利用したサービス等について、当社との電力供給契約締結にともなう旧事業者との契約解除をもって、失効または利用停止となる場合があります。

イ 特典およびポイントサービス

ロ 割引メニューまたは割引サービス

ハ 各種照会サービス

ニ その他旧事業者との取引に関わるサービス等

5 お問い合わせ窓口その他当社に関する情報

名称	株式会社エネワンでんき
登録番号	小売電気事業者登録番号 A0015
所在	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 丸の内センタービル 2F
お客さま窓口 (北海道)	株式会社いちたかガスワン お客さまセンター
電話番号	0120-296-365
受付時間	24 時間
E メール	customercenter@ichitaka.co.jp
※停電・緊急時は、一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。	